

柳川市地域公共交通計画策定事前調査業務委託 公募型プロポーザル実施要領

令和8年5月

柳川市地域公共交通協議会
(事務局 柳川市 総務部 総合政策課)

目 次

- 1 目的
- 2 業務概要
 - (1) 業務名
 - (2) 業務内容
 - (3) 履行期間
 - (4) 見積限度額
- 3 参加資格要件
- 4 スケジュール
- 5 参加に係る書類の提出
 - (1) 提出書類
 - (2) 提出方法
 - (3) 提出期限等
 - (4) その他
- 6 企画提案書等の提出
 - (1) 提出書類
 - (2) 作成上の留意点
 - (3) 提出方法
 - (4) 提出期限等
 - (5) その他
- 7 参加申込及び企画提案書の提出先
- 8 本プロポーザル関係書類の入手方法
- 9 質問及び回答
 - (1) 質問方法
 - (2) 送信先
 - (3) 受付期間
 - (4) 回答方法
 - (5) その他
- 10 審査
 - (1) 審査方法
 - (2) プレゼンテーション及び質疑応答について
- 11 候補者の選定方法
- 12 審査結果の通知・公表等
- 13 失格事項
- 14 契約の締結
- 15 情報公開及び提供
- 16 その他

柳川市地域公共交通計画策定事前調査業務委託 公募型プロポーザル実施要領

1 目的

この実施要領は、令和9年度に第2次柳川市地域公共交通計画を策定するための事前調査である柳川市地域公共交通策定事前調査業務を委託するにあたり、柳川市（以下「本市」という。）の地域特性を踏まえるとともに、現在の地域公共交通の状況を分析し、今後の地域公共交通のあり方について提案できる高い技術力や創造性、豊富な経験等を有する委託業者を選定することを目的に公募型プロポーザルを実施するものである。

2 業務概要

(1) 業務名

柳川市地域公共交通計画策定事前調査業務

(2) 業務内容

別紙「柳川市地域公共交通計画策定事前調査業務委託仕様書」（以下「業務仕様書」という。）のとおり。

(3) 履行期間

契約締結日から令和9年3月15日まで

(4) 見積限度額

6,424千円（消費税額及び地方消費税額を含む。）とする。

3 参加資格要件

本プロポーザルに参加できる者は、次のすべての条件を満たす者とする。

- ① 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項の規定に該当する者でないこと
- ② 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき、更生手続開始の申立てがなされている者でないこと、また、民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき、再生手続開始の申立てをしている者でないこと
- ③ 本プロポーザル実施要領の公表の日から契約締結日までの期間に柳川市建設工事等指名停止措置要綱（平成17年3月21日告示第14号）及び福岡県建設工事に係る建設業者の指名停止等要綱（昭和62年6月30日 62 管行第40号の2総務部長依命通達）の規定に基づく指名停止を受けていないこと
- ④ 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に掲げる暴力団、同条第6号に規定する暴力団員である役職員を有する団体並びにそれらの利益となる活動を行う者でないこと
- ⑤ 福岡県内に本店、支店又は営業所を有すること
- ⑥ 本市の競争入札参加資格者名簿の「建設コンサルタント」に登録されている者であること
- ⑦ 過去5年間（令和3年度から令和7年度まで）に、地域公共交通計画に類する計画の策定業務を地方公共団体から直接受託し、かつ、その委託業務を履行し、成

果物を納品した実績を有していること

4 スケジュール

- | | |
|----------------------|--------------------------------------|
| (1) 公募型プロポーザル実施要領の公表 | 令和8年5月20日(水) |
| (2) 参加申込(提出書類)の受付期間 | 令和8年5月20日(水)から
令和8年6月3日(水)午後5時まで |
| (3) 質問書の受付期間 | 令和8年5月20日(水)から
令和8年5月27日(水)午後5時まで |
| (4) 質問書に対する回答 | 令和8年5月29日(金) |
| (5) 企画提案書等の提出期限 | 令和8年6月24日(水)午後5時まで |
| (6) 選定委員会・プレゼンテーション | 令和8年7月上旬【予定】 |
| (7) 審査結果の通知、公表 | 令和8年7月上旬【予定】 |
| (8) 業務委託契約の締結 | 令和8年7月中旬【予定】 |

5 参加に係る書類の提出

(1) 提出書類

本プロポーザルへの参加を希望する者は、実施要領、業務仕様書及び関係法令等の各規程を理解した上で、次の書類を提出すること。

- | | | |
|----------------|---------|----|
| ① 公募型プロポーザル参加届 | (様式第2号) | 1部 |
| ② 会社概要書 | (様式第3号) | 1部 |
| ③ 業務実績書 | (様式第4号) | 1部 |
| ④ 業務実施体制調書 | (様式第5号) | 1部 |
| ⑤ 担当者経歴書 | (様式第6号) | 1部 |

(2) 提出方法

持参又は郵送等とする。ただし、郵送の場合は簡易書留で必着のこと

(3) 提出期限等

令和8年5月20日(水)から令和8年6月3日(水)まで

※持参の場合の受付は、平日の午前8時30分から午後5時まで

※郵送の場合は、令和8年6月3日(水)必着とする。

(4) その他

- ① 提出された書類は返却しない。なお、提出された書類は、この提案以外の目的で使用しない。
- ② 参加申込後に辞退することとなった場合は、速やかに書面(様式第7号)により提出すること

6 企画提案書等の提出

(1) 提出書類

① 企画提案書

企画提案書は、(2)作成上の留意点のとおり作成し、別紙審査基準にある審査項目の視点に沿って提案内容を分かりやすく具体的に記載すること。また、別

紙仕様書を基に本市の特性・地域性を踏まえ提案を行うこと

- ② 業務工程表（任意様式）
作業項目ごとに具体的にスケジュールが分かるように記載すること
- ③ 見積書（任意様式）
 - ア. 具体的な積算内訳を記載すること
 - イ. 見積金額及び内訳金額は、消費税及び地方消費税を除いた額とすること

(2) 作成上の留意点

- ① 企画提案書はA4判・用紙縦置き・両面印刷・左綴じで製本すること
- ② 文字のフォントサイズ12ポイント程度で、ページ番号を付すこと
なお、印刷の色は、カラー、白黒を問わない。
- ③ 企画提案書は、以下の項目ごとにまとめる。
 - ア. 業務実施行程
 - イ. 仕様書に記載する業務内容に基づく企画提案
 - ウ. 業務実施方針
 - エ. その他提案
- ④ 専門用語や難しい言葉を使用する場合は、付近もしくは同一ページ内に注釈を付けること
- ⑤ 提出部数は8部（正1部、副7部）とし、CD-ROM等の電子媒体（提出書類をPDFに変換したもの）を提出すること
- ⑥ 副本は、会社名等が特定される表現、ロゴ等は一切使用しないこと

(3) 提出方法

持参又は郵送等とする（ただし、郵送の場合は簡易書留で必着のこと）

(4) 提出期限等

令和8年6月3日（水）から令和8年6月24日（水）まで

※持参の場合の受付は、平日の午前8時30分から午後5時まで

※郵送の場合は、令和8年6月24日（水）必着とする。

(5) その他

- ① 本提案にかかる書類作成及び提出費用など、必要な経費は全て企画提案者の負担とする。
- ② 提出されたすべての書類は返却しない。また、提出期間後の差し替え、追加及び削除は認めない。特に企画提案書の提出の際には、「(2) 作成上の留意点⑥」の内容に注意すること。

7 参加申込及び企画提案書の提出先

柳川市地域公共交通協議会事務局（柳川市役所 総務部 総合政策課内）

住所：〒832-8601 福岡県柳川市本町87-1 柳川庁舎3階

電話：0944-77-8423（総合政策係直通）

8 本プロポーザル関係書類の入手方法

本プロポーザル関係書類については、本市ホームページからダウンロードして入手すること。なお、「7 参加申込及び企画提案書の提出先」の窓口で、配布及び郵送等での交付は行わない。

9 質問及び回答

(1) 質問方法

質問がある場合は、質問書（様式第1号）を電子メールに添付し、下記まで送信すること。また、質問の未到達を防ぐため、電話によりメール着信の確認をすること。

(2) 送信先

柳川市地域公共交通協議会事務局（柳川市 総務部 総合政策課内）

E-mail:kikaku@city.yanagawa.lg.jp

TEL:0944-77-8423（総合政策係直通）

(3) 受付期間

令和8年5月20日（水）から令和8年5月27日（水）午後5時まで

(4) 回答方法

質問に対する回答は、一括して取りまとめ、令和8年5月29日（金）に本市ホームページに掲載する。※質問した業者名は公表しない。

(5) その他

- ① 質問及び質問に対する回答は、本実施要領等の追補とみなす。
- ② 質問書（様式第1号）以外の手段で提出された質問に対しては回答しない。
- ③ 質問の内容によっては回答できない場合がある。

10 審査

(1) 審査方法

参加申込者が作成提出した参加申込に係る書類及び企画提案書について、柳川市地域公共交通計画策定業務委託事業者選定委員会（以下「選定委員会」という。）が評価基準に基づき評価を行う。また、企画提案書等の内容をより詳しく理解し、公平な審査を行うため、プレゼンテーション（提案者による提案内容説明）及び質疑応答を実施する。

(2) プレゼンテーション及び質疑応答について

日時や会場等詳細については、別途連絡する。

- ① 持ち時間は各提案者25分（説明時間15分、質疑応答10分）程度とする。
- ② 説明内容は企画提案書に沿ったものとし、企画提案書等の差し替え及び追加資料の提出、動画などの映像による説明は不可とする。
- ③ パワーポイント等プレゼンソフト、パネルを用いた説明は可とし、使用するスクリーン、プロジェクターは本市で準備する。
- ④ 出席者は、配置予定の主任技術者を含めて3名以内とする。
- ⑤ プレゼンテーションでは、提案者名を公表しないものとし、説明資料への提案

者名の記載や口頭での発言はできない。

- ⑥ 各種感染症等の影響により、審査会の方法を変更して行うことがある。
- ⑦ 参加者が1社のみであっても、プレゼンテーション及び質疑応答を行う。

1.1 候補者の選定方法

- ① 選定委員会の評価結果から、評価点の合計が配点の合計の6割以上であることを条件として、評価点が最高の提案をした者を契約候補者とし、当該事業者と契約に向けた協議を行う。また、次点の者を第2候補者に、その次の者を第3候補者とする。
(※なお、評価点が6割に満たない者は、参加者数に関わらず契約候補者としない。)
- ② 最高の評価点が複数となった場合は、別紙審査基準にある評価項目のうち、「現況把握・分析」と「ニーズの把握」、「施策の検討」の3項目の合計点が高い者を契約候補者とする。また、前述の3項目の合計点が高点の場合は、見積金額の安価な者を契約候補者とする。

1.2 審査結果の通知・公表等

(1) 通知方法

参加申込者に文書にて通知するとともに、本市ホームページに掲載する。ただし、選定されなかった参加申込者名等は公表しない。

(2) 通知日

令和8年7月上旬【予定】

(3) 説明

上記(1)の通知を受けた者は、通知を受けた翌日から起算して7日(土・日・祝日を除く)以内に、書面により、選定委員会に対して審査結果等に対する説明を請求することができる。また、請求に対する回答については、請求期限の翌日から起算して10日(土・日・祝日を除く)以内に、書面により回答する。

1.3 失格事項

次のいずれかに該当した場合は、その者を失格とする。

- (1) 参加資格要件を満たしていない場合又は満たさなくなった場合
- (2) 提出書類に虚偽の記載があった場合
- (3) 本実施要領に違反すると認められる場合
- (4) 選定結果に影響を与えるような不誠実な行為を行った場合
- (5) 本プロポーザルを正当な理由なく欠席した場合
- (6) 見積書の金額(消費税額及び地方消費税額を含む)が「2(4) 見積限度額」を超過した場合

1.4 契約の締結

- (1) 仕様書の内容は、企画提案内容がすべて反映されるわけではなく、契約候補者との協議により最終的に決定するため、選定した契約候補者と協議し、委託業務に係る仕様書の内容を確定させたいうで見積書を徴し、予定価格の範囲内であれば、地方自治法施行令第167条の2第1項第2号の規定に準じて随意契約を行う。
- (2) なお、選定した候補者との間で協議が整わなかった場合には、順位が高い者から契約の交渉を行うものとする。

15 情報公開及び提供

本市は提出された企画提案書等について、柳川市情報公開条例（平成22年3月31日条例第6号）の規定による請求に基づき、第三者に開示することができるものとする。

ただし、法人等の競争上の地位その他正当な利益を害すると認められる情報は非開示となる場合がある。また、契約締結前において、公正又は適正な候補者選定に影響がでる恐れがある情報については決定後の開示とする。

16 その他

(1) 著作権等の権利

企画提案書の著作権は、当該企画提案書を作成した者に帰属するものとする。ただし、契約に至った者が作成した企画提案書については、本市が必要と認める場合には、あらかじめ通知することによりその一部又は全部を無償で使用（複製、転記又は転写をいう。）することができるものとする。

(2) 異議申立

本プロポーザルの実施後、異議を申し立てることはできない。

(3) 手続きにおいて使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨に限る。

(4) 委託契約が成立するまでの間において、参加申込者が「失格」に該当することとなった場合は、その者と契約を締結しない。

(5) 本プロポーザルにおいて本市が提供する資料がある場合、その資料を本プロポーザルの目的外で使用することはできない。

(6) 契約締結後、受託業者名を公表する。